

法令 No.7 使用者等の義務①

第54回(2009年)

問20 次の記述のうち、等価線量の算定に関する記述として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 皮膚については、70マイクロメートル線量当量のみとする。
 - B 眼の水晶体については、1センチメートル線量当量のみとする。3mm
 - C 妊娠中である女子の腹部表面については、1センチメートル線量当量のみとする。
 - D 皮膚及び眼の水晶体以外の部位については、1センチメートル線量当量のみとする。この規定はない
- 1 AとB ② AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問21 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 111テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを固定して使用し、取扱いの方法及びしゃへい壁の位置が一定していることから、放射線の量の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行った。
 - B 偶数月にのみ、密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設であったが、放射線の量の測定は、1月を超えない期間ごとに1回行った。
 - C 3.7ギガベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用施設内で移動して取り扱うことから、放射線の量の測定は、3月を超えない期間ごとに1回行った。
 - D 3テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを固定して使用し、取扱いの方法及びしゃへい壁の位置が一定していることから、放射線の量の測定は、3月を超えない期間ごとに1回行った。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ ⑤ ABCDすべて

問22 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の運搬を委託された者は、委託された運搬を行う前に、放射線障害予防規程を作成し、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。この規定はない
 - B 届出使用者は、放射性同位元素の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。不要
 - C 表示付認証機器のみを賃貸しようとする届出賃貸業者は、賃貸の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。
 - D 許可使用者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から30日以内に、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC ④ BとD 5 CとD

問23 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれないものとする。

- A 放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者以外の者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと。
 - B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後には1年を超えない期間ごとに行わなければならない。
 - C 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者に対し取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められていない。
 - D 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。
- ① AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 24 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の方法としての問診及び検査又は検診のうち、医師が必要と認める場合に限り行うものとして、放射線障害防止法上正しいものは、次のうちどれか。

- 1 放射線の被ばく歴の有無（問診）
- 2 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- ③ 眼
- 4 皮膚
- 5 文部科学大臣が定める部位及び項目

問 25 次の記述のうち、許可使用者が放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、講じなければならない措置として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、実効線量並びに眼の水晶体及び皮膚についての等価線量を算定すること。 この規定はない
 - B 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を集計し、記録しなければならない。
 - C 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講ずること。
 - D 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ ④ CDのみ 5 BCDのみ

問 26 次のうち、許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - B 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
 - C 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
 - D 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ ⑤ ABCDすべて